

社会福祉法人 炉暖会

自然災害発生時における 事業継続計画（BCP）

令和5年4月1日 施行

法人名	社会福祉法人 炉暖会	代表者	理事長 後藤政美
所在地	静岡県沼津市足高 字尾上 24-24	電話番号	(代表) 055-927-3939

自然災害（地震、台風等）発生時における事業継続計画

（法人名）社会福祉法人 炉暖会

（施設名）特別養護老人ホーム 炉暖の郷

総論

（１）基本方針

2011年3月11日東日本に巨大な地震・津波が発生し東北地方を襲った。私たちが運営する事業所のある静岡県にも非常に高い確率で、あと数十年(30年余り)のうちに東日本で発生した地震・津波と同等若しくはより大きい地震・津波が起こると予測されている。

その他、山間部に立地していることから土砂災害が発生する可能性が強い。いざという時のために、社会福祉法人炉暖会の各事業所は、地域等の事情を考慮の上で、ご利用者や職員一人ひとりが尊い命を守り、そして、事業が継続できることを目的として事業継続計画（BCP）を作成する。

（２）推進体制

（災害対策本部 体制）

体制	役割	リーダー	サブリーダー
本部長	全体の統括、指揮調整	施設長、事務長	各部署 科長
情報連絡班 (入所) (在宅)	地震・津波情報の入手 被害(被災)状況の把握	生活相談員 居宅科長	ケアマネ デイ職員 ショート職員
救護・看護班	負傷者の応急救護 ご利用者の看護等	看護科長、主任	看護職員
避難・誘導班 (入所) (在宅)	ご利用者の避難誘導 初期消火	特養科長、在宅科長 主任	ユニットリーダー、 介護職員
総務班	資機材調達 各種必需品管理 地域住民の避難受け入れ	施設長 事務長	事務職員 栄養士

(災害対策本部 役割分担)

<p style="text-align: center;">本 部</p> <p style="text-align: center;">本部長＝施設長 副本部長＝事務長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災業務の適切な実施を図るため、災害応急対策を遂行する ・災害応急対策について指揮を行う <p>(本部長不在時は、副本部長が指揮を執る)</p>
<p style="text-align: center;">情報連絡班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害対策本部、消防署、警察署などと連絡を取り、情報を入手のうえ本部長に報告する ・各班に情報提供 ・家族に状況を連絡 ・マスコミの取材対応と情報提供 <p>※非常時の緊急連絡先一覧表を参照</p>
<p style="text-align: center;">救護・看護班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出及び安全な場所への移動 ・応急手当及び病院などへの移送・搬送 <p>※非常時の緊急連絡先一覧表を参照</p>
<p style="text-align: center;">避難・誘導班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご利用者の安全確認、ご利用者に情報を提供 ・施設設備の損壊状況の調査、写真撮影、報告、応急処置(写真撮影は保険請求に必要) ・本部長の指示に基づきご利用者の避難 ・家族等への引渡し ・火元の点検、ガス漏れの有無を確認 ・発火の防止と発火の際の初期消火
<p style="text-align: center;">総務班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難ビルの避難者の受け入れ ・福祉避難所の避難者の受け入れ ・ボランティア受け入れ体制の整備 ・食料、飲料水、トイレ、衛生用品などの確保 ・炊き出し、飲料水の確保

(3) リスクの把握

① ハザードマップなどの確認



② 施設一覧及び被災想定

1) 【特別養護老人ホーム炉暖の郷】

1	住 所	静岡県沼津市足高字尾上 24-24
2	敷 地 面 積	6,528.81 m ²
3	施 設 の 構 造	鉄筋コンクリート造地下1階、地上4階建て
4	地 盤	火山山麓地
5	海 抜	224m
6	地 震 予 想	震度6強以上の可能性が24%の地域である為、近接地で震度6強で検討する。
7	津 波 予 想	沼津市の想定津波高5m
8	津波到達時間	海拔224mの為津波が到達することは無い
9	液 状 化	液状化の可能性は非常に低い
10	そ の 他	1階防災倉庫には災害用救援物資を備蓄している

【インフラの状況】

交通被害

道路：国道、主要県道など幹線道路は全線通行止め。その後、緊急車両のみ通行可能となる。

沼津市沿岸地域は海岸に近く液状化のおそれのある地域が多く存在するので、家屋や電柱の倒壊などが多く発生することが想定される。もともと公共的な機関の少ない地域であり、自動車の利用がほとんどであるが、家屋や電柱の倒壊、液状化により交通は遮断される。

橋梁：液状化の影響等があり、橋梁は倒壊する可能性が高い。（復旧未定：代替迂回道路を利用）

ライフライン

上水：震度 6 強および液状化の影響があり、上水管は破壊され長期間（30 日程度）の断水が想定される。

下水：合併浄化槽は地中にあり破壊は免れそうであるが、電気設備及び建物から合併浄化槽への配管が破壊されて長期間（30 日程度）使用ができなくなる可能性が高い。

電気：キューピクル（変圧器）は建物内にあり破壊は免れそうであるが、電柱の倒壊により長期間（最低でも 1 週間）の停電が生じる。

ガス：プロパンガスを使用しており、津波の襲来があればガスボンベは流されて使用できなくなる。道路等の復旧によりガスボンベを設置する。（最低でも 1 週間程度）

通信：電柱の倒壊により電気が来なくなるので長期間の停電が発生する。スマホは基地局が復旧すれば簡易充電器の使用で早期に復旧する。（1～2 週間程度）

【自施設で想定される影響】

	当日	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目
電力	自家発電器 ⇒							復旧	→
食料	備蓄 ⇒			行政機関からの救援物資					
飲料水	備蓄 ⇒			行政機関からの救援物資					
生活用水	備蓄 ⇒			行政機関からの救援物資					
ガス	卓上ガスコンロ ⇒							復旧	→
携帯電話	被災後の混乱が収まれば使用可能							復旧	→
メール								復旧	→
浄化槽	修理には 2 週間程度を要すると思われる								
おむつ等 生理用品	備蓄 ⇒							配達	

(4) 優先業務の選定

① 優先する事業

<p><優先する事業></p> <p>(1) 特別養護老人ホーム 炉暖の郷</p> <p><当面停止する事業></p> <p>(1) ショートステイ 炉暖の郷</p> <p>(2) デイサービス 炉暖の郷</p> <p><一時中断し、早期に再開する事業></p> <p>(1) 居宅介護支援事業所 炉暖の郷</p> <p>(2) かなおか地域包括支援センター</p>

② 優先する業務

職員数	出勤率 30%	出勤率 50%	出勤率 70%	出勤率 90%
優先業務の基準	生命を守るための必要最低限	食事、排泄中心、その他は減少・休止	ほぼ通常、一部減少・休止	ほぼ通常
食事の回数	減少	減少	朝・昼・夕	ほぼ通常
食事介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常
排泄介助	必要な方に介助	必要な方に介助	必要な方に介助	ほぼ通常
入浴介助	清拭	一部清拭	一部清拭	ほぼ通常
機能訓練等	休止	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常
医療的ケア (与薬を含む)	必要に応じて	必要に応じて	必要に応じて	ほぼ通常
洗濯	使い捨て対応	必要最低限	必要最低限	ほぼ通常
シーツ交換	汚れた場合	順次、部分的に交換	順次、部分的に交換	ほぼ通常

(5) 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

【教育、訓練年間スケジュール】

内容	主な目的	対象	実施時期（回数）
避難訓練	・地震災害等対応マニュアルの妥当性の検証と避難経路の確認 ・職員、ご利用者への意識づけ	全職員	年2回
参集訓練	・参集ルートの検証 ・職員への意識づけ	全職員	年1回
安否確認訓練	・職員への意識づけ	全職員	年1回
座学研修	・南海トラフ地震や風水害など、災害に関する基礎知識を養う。	全職員	年1回

② BCPの検証・見直し

避難訓練等を行った内容の評価に基づいて毎年4月（年1回）に更新する。ただし、事業継続に関わる経営環境に変化があった場合は適宜更新する。

2. 平常時の対応

(1) 建物・設備の安全対策

① 人が常駐する場所の耐震措置

場所	対応策	備考
特別養護老人ホーム	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	
ショートステイ	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	
デイサービス	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建	

② 建物・設備の耐震措置

対象	対応策	備考
建物	建物自体は「健在」であるが、天井の一部が落下したり、蛍光灯・窓ガラスの一部が落下、飛散する被害が発生する。	
設備関連	固定していない設備・什器類が移動・転倒する。 プロパンガスは緊急停止する。 停電によりエレベーターなど電気が必要な設備は使用不可となる。	
IT 関連	固定していないパソコンやサーバーが転倒・損傷する。 バックアップを取っていないパソコンデータが失われる。	

③ 水害・風対策

※沼津市発表の南海地震後の津波の最大高は、5.0mであり、これを基準として検討する。

山間部に位置しているため津波の心配はないが、台風時の大雨により、施設内に浸水する可能性がある。建物は鉄筋コンクリート造で強固であるが、強風（竜巻など）によるガラスの破損が考えられる。

対象	対応策
特別養護老人ホーム炉暖の郷	昼間はデイサービスの利用者がある為、台風で浸水の際はエレベーター又は階段で2階に上がってもらう。デイサービス職員、特養職員で行う。
デイサービス炉暖の郷	夜間は、ショートステイ利用者が1階で就寝している為、台風で浸水の際はエレベーター又は階段で2階に上がってもらう。ショートステイ職員、特養職員で行う。
ショートステイ炉暖の郷	特養はご利用者全員が2階、3階で就寝しており、浸水の心配はない。 強風等によるガラスの破損がある場合には、その部屋の使用はやめて、窓からできるだけ遠くのフロアに避難する。強風等が落ち着いた後、場合によっては2階への避難を行う。

(2) 電気が止まった場合の対策

稼働させるべき設備	自家発電機もしくは代替策 各事業所ともに1週間程度は停電が想定される。
特別養護老人ホーム炉暖の郷	自家発電機を稼働、厨房のダムウェーターを動かすことが出来る。 復旧するまで食事の配膳はこれで対応する。

(3) ガスが止まった場合の対策

稼働させるべき設備	代替策
特別養護老人ホーム炉暖の郷	防災用ガスボンベ、防災用五徳がある。 復旧まではこれで対応する。

(4) 水道が止まった場合の対策

① 飲料水

施設4階に飲料水2.0リットル6本×96ケース (576本) コンテナ倉庫に2.0リットル6本×49ケース (294本) 防災倉庫に2.0リットル6本×50ケース (300本) を保管している。
--

② 生活用水

保管期限の切れた飲料水を生活用水として保管している。
コンテナ倉庫に 2.0 リットル 6 本×50 ケース (300 本) を保管している。

* 貯水槽、給水パイプが破損していない場合には、貯水している水の使用が可能であり、生活用水に一義的に充てる。

(5) 通信が麻痺した場合の対策

消防署への通報はデジタル回線であり停電時でも回線が遮断していなければ用いることができる。光回線での電話設備は、停電時には使用ができない。

回線が遮断した場合には、スマホでの電話、メールを行う。

業務用のスマホは、相談員、ケアマネを中心として 14 台を保有しており、被災時にはこのスマホを使用して安否確認等連絡に用いる。また、職員個人が保有するスマホを使用することもある。

【業務用スマホ電話番号】

事務 : 090-3546-1079

特養科長 : 080-6037-1462

在宅科長 : 070-2241-3127

特養相談員 : 080-5231-0628

ショートステイ相談員 : 070-2407-1648

デイサービス相談員 : 080-5823-6293

2F 主任 : 070-7579-6203

3F 主任 : 070-2407-1602

居宅科長 : 090-6384-6186

居宅ケアマネ : 080-5931-1903、090-8154-3859、080-5152-3963、090-3712-0600

金岡地域包括支援センター : 090-8474-1479

(6) システムが停止した場合の対策

サーバは新棟事務所 1 階に設置してある。山間部の為津波等の心配はない。また、バックアップは常時行っており特に問題はない。

電源が喪失したときにはシステム関係は使えない。電気の復旧を待って使用する。

介護記録、看護記録、施設サービス計画書は、介護ソフト「ケアカルテ」で作成しており、電源が喪失した場合には「ケアカルテ」での作成はできなくなる。電源が喪失している間は、手書きで記録・作成を行い、復旧したときに「ケアカルテ」に書き込む。

介護請求は、介護ソフト「ケアカルテ」で行っており、電源が喪失した場合にはシステムでの請求ができなくなる。発電機で補助電源の確保ができた場合には、CD での提出が認められているので各事業所が CD 作成したものを事務所で集計して請求を行う。電源が復旧した場合には「ケアカル

テ」に書き込む。

(7) 衛生面（トイレ等）の対策

① トイレ対策

【利用者】

パッド、おむつ使用者以外は、水洗トイレが使用できなくなるので簡易ポータブルトイレで対応する。電源が切れている間は浄化槽が使用できないので、凝固剤を用いて汚物の凝固処理を行う。トイレにポータブルトイレを設置して使用する。

【簡易ポータブルトイレの数】 900 セット

【職員】

基本的には上記と同じであるが、トイレにて簡易ポータブルトイレを使用する。

② 汚物対策

各施設で汚物の凝固処理したもの（ポリ袋入り）の廃棄場所を決めておく。汚物の凝固処理したものは、可燃性ごみとして復旧後に処理を行う。

使用済みのパッド、おむつ等は、ポリ袋に入れて廃棄場所に保管する。復旧後は可燃性ごみとして処理を行う。

【廃棄場所】

炉暖の郷：施設北側の土地（理事長所有）に廃棄する

(8) 必要品の備蓄

必要品の備蓄は各施設での備蓄とし、全体としては法人本部として炉暖の郷の防災倉庫に一括での保管を行う。不足する場合、被災時には、危険がなくなった時点で、自動車又はリヤカーを使用して各施設に配布する。最低でもご利用者（120名）＋職員（100名）合計220名（1,980食）の3日分の保管が必要である。

【飲料・食品】、【医薬品・衛生用品・日用品】、【備品】

「令和5年度 備蓄品リストのとおり」

(9) 資金手当て

静岡県信連 0545-61-1550

手元資金は富士伊豆農協金岡支店で確認する 055-921-4456

3. 緊急時の対応

(1) BCP発動基準

【地震・津波による発動基準】

- ・静岡県内において震度 5 以上の大地震が発生し、近隣地域及び法人内の各施設において被害が発生したときに発動する。
- ・地震による津波の襲来があり、法人内の各施設のインフラ等が遮断されたときに発動する。

【台風・水害の場合等（竜巻）】

- ・台風等の直撃を受け、法人内の各施設のインフラ等が遮断されたときに発動する。

管理者	代替者①	代替者②
施設長 後藤政美	事務長 尾高賢彦	在宅科長 杉山雄臣

(2) 行動基準

震度 5 強以上の地震が発生した時は昼夜休日ともに本部長の判断にかかわらず、以下のとおり初動対応を行う。(津波警報が出た場合)

① (発生直前)【全館に周知：全館放送で行う】

スマホ、テレビ等で緊急地震速報があれば、業務科(夜間であれば宿直職員)職員が身の安全を守りながら「強い地震が発生します。強い揺れに注意してください」と全館放送を行う。

②(発生時)

職員は頭部を守り、揺れが収まるまで待つ。待っている間に可能な限り大きな声で利用者に「地震が発生しました。布団をかぶって頭を守ってください。何でもかまいませんのでつかまってください。」などの声をかける。

大きな揺れを感じたら周囲に大きな声で注意を促し、机の下に隠れ座布団を用いて頭を守り、自身の身を守る。また、二次被害を防止するために、ヘルメットや防災頭巾を着用する。

③(発生直後)

揺れが収まれば、次の強い揺れに注意しながらご利用者、職員の安全確認、建物の損壊状況、火災の有無の確認を同時に行い、状況を災害対策本部(以下「対策本部」という。)に報告し館内の情報を共有、対策本部の指示に従う。

④ (送迎、研修等の外出時)

送迎、研修等で施設外にいる職員は周囲の安全確認、ご利用者の避難を周囲の方と協力して行い安全な場所で待機する。電話やメール、伝言ダイヤル等を利用して状況を速やかに上司、対策本部に連絡し指示に従う。

⑤(勤務外の職員)

勤務外の職員は自身の安全確保、周囲の安全確保、事業所付近の安全確認ができれば事業所に参集する。安否確認や参集の可否については電話やメール、伝言ダイヤル等で連絡する。

(3) 対応体制

(災害時の対策本部体制)

体制	役割	リーダー	サブリーダー
本部長	全体の統括、指揮調整	業務執行理事	各施設長、管理者
情報連絡班 (入所)、(在宅)	地震・津波情報の入手 被害(被災)状況の把握	生活相談員 居宅管理者 サービス管理提供責任者	ケアマネ デイ職員 ショート職員 ヘルパー
救護・看護班	負傷者の応急救護 ご利用者の看護等	副施設長、看護主任、 副主任	看護師
避難・誘導班 (入所)、(在宅)	ご利用者の避難誘導 初期消火	介護主任、副主任 在宅課長	ユニットリーダー、介護職員
総務班	資機材調達 各種必需品管理 地域住民の避難受け入れ	事務長 事務主任	事務員 栄養士(厨房職員)

(災害対策本部 役割分担)

<p>本 部</p> <p>本部長＝施設長 副本部長＝事務長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・防災業務の適切な実施を図るため、災害応急対策を遂行する ・災害応急対策について指揮を行う <p>(本部長不在時は、副本部長が指揮を執る)</p>
<p>情報連絡班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村災害対策本部、消防署、警察署などと連絡を取り、情報を入手のうえ本部長に報告する ・各班に情報提供 ・家族に状況を連絡 ・マスコミの取材対応と情報提供 <p>※非常時の緊急連絡先一覧表を参照</p>
<p>救護・看護班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の救出及び安全な場所への移動 ・応急手当及び病院などへの移送・搬送 <p>※非常時の緊急連絡先一覧表を参照</p>
<p>避難・誘導班</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所者の安全確認、入所者に情報を提供 ・施設設備の損壊状況の調査、写真撮影、報告、応急処置(写真撮影は保険請求に必要) ・本部長の指示に基づきご利用者の避難 ・家族等への引渡し ・火元の点検、ガス漏れの有無を確認

	<ul style="list-style-type: none"> ・発火の防止と発火の際の初期消火
総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・津波避難ビルの避難者の受け入れ ・福祉避難所の避難者の受け入れ ・ボランティア受け入れ体制の整備 ・食料、飲料水、トイレ、衛生用品などの確保 ・炊き出し、飲料水の確保

(4) 対応拠点

第1候補場所	第2候補場所	第3候補場所
新棟 1F 会議室	既存棟居宅事務所	既存棟駐車場

(5) 安否確認

① 利用者の安否確認

<p>【安否確認ルール】</p> <p>【通所介護・短期入所生活介護事業サービス送迎時対応】【居宅、地域包括センターも同じ】</p> <p>(送迎時、地震災害に直面した場合の対応)</p> <p>② 地震発生直後には、車両を停止させる。周辺を確認し、安全であるのか状況を確認する。 (乗車中のご利用者がいれば、ご利用者の安全確認を行う。)</p> <p>②地震の揺れが落ち着けば、車両(ご利用者)を安全な場所に移動する。最悪、車両は放棄してご利用者を第一に守る。車両には鍵をつけて避難する。 ※津波の危険性があれば、最寄りの高台に避難する。</p> <p>③車両(ご利用者)の安全が確保できれば、施設、家族、担当ケアマネに連絡を取る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話又はメールで施設及び上司に連絡 ・災害発生時にNTTが開設する災害伝言ダイヤル「171」の使い方 <p>(伝言の録音方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「171」にダイヤルする。 2 「1」をダイヤルする。 3 055-927-3939 をダイヤルし、ガイダンスに従い録音をする。 <p>(伝言の再生)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「171」にダイヤルする。 2 「2」をダイヤルする。 3 安否情報などを確認したい相手の電話番号をダイヤルする。 055-927-3939 をダイヤルし、ガイダンスに従い録音を聞く。 <ul style="list-style-type: none"> ・事前に担当部署で連絡の方法を確認し、話し合っておく <p>④事業所、ご家族等に連絡が取れれば協議のうえ、安全を確認しながら施設若しくは自宅(ご家族のもと)に移動する</p> <p>このとき津波が完全に収まったことを事業所等において確認するなど、安全を最優先にして判断</p>

する。

(負傷者がいる場合には、安全を最優先し病院に搬送できるように努める。)

【医療機関への搬送方法】

近隣の医療機関が機能しておらず、治療の必要性が見込まれるご利用者等がいる場合には、業務執行理事等に相談のうえ、静岡県災害医療対策本部（県医療本部）に要請して搬送するのか検討する。南海トラフ大地震の際には高知県内で重症患者が多く見込まれており搬送までに時間を要することが考えられるので、応急処置を行うことも想定した準備をしておく。

② 職員の安否確認

【施設内】

・当日の勤務割り表で全職員の安否を確認する。

【自宅等】

・安否確認や参集の可否については電話やメール、伝言ダイヤル等で連絡する。

・この時、各施設において作成している、緊急連絡体制を活用して安否確認を行う。この時ショートメールやLINEによるメール機能を活用して安否確認を行う。

(6) 職員の参集基準

(参集ルール：地震の場合)

行動基準	判断	参集人員	連絡体制
施設付近で震度4を記録	待機	施設長の判断により参集を要する職員に連絡を入れる	非常時の緊急連絡先一覧表
施設付近で震度5強を記録	警戒参集	施設長 事務長 各科長	非常時の緊急連絡先一覧表 可能であれば伝言ダイヤル等で施設への到着時間を連絡する(全員)
施設付近で震度6以上を記録	非常参集	連絡なくとも全職員参集	自宅、家族が被災等参集できないときも連絡を入れる

※参集にあたっては、本人及び家族の人命が第一であり、危険と判断される間は参集しなくてよい。

※台風等の場合には、施設長が判断する。

(7) 施設内外での避難場所・避難方法

【施設内】

	第1 避難場所	第2 避難場所
避難場所	施設ダイサービス広場	新棟はなみずき

避難方法	そのほかの施設は、職員の介助による。	そのほかの施設は、職員の介助による。
------	--------------------	--------------------

【施設外】

災害時には交通網の遮断や電柱、木の倒壊等が考えられることから、施設外への避難は行わない。行政機関による、救助を待つことになる。

(8) 重要業務の継続

当法人において災害発生時に優先して行う事業は、特別養護老人ホーム、ショートステイに関連する事業とし、その他の事業は、休止し段階的に再開する。

また、優先して行う事業（特別養護老人ホーム等）については、必要となる業務（重要業務）を絞り込んだ上で、災害発生後も休止せず継続して実施する。

その他事業については、目標復旧時間は定めず、状況を見ながら災害対策本部長が再開の判断を行う。

【参考：事業ごとの評価結果】

事業種別	事業継続の必要性 (利用者や地域への影響の大きさ)	その他考慮すべき 事象	事業継続の 考え方	目標復旧 時間
特別養護老人ホーム	大	職員の人員不足 ライフラインの停止	継続	7～30日
短期入所生活介護	中	職員の人員不足 ライフラインの停止	継続	7～30日
通所介護事業	中	道路寸断等により受け入れ、対応が困難	休止	30日
居宅介護事業 地域包括支援センター	中	道路寸断等により対応が困難だが、困難者が多数発生することから、できるだけ早期の再開が求められる	休止	7～30日

(9) 職員の管理

① 休憩・宿泊場所

	休憩場所	宿泊場所
特別養護老人ホーム 炉暖の郷	1階が使用できる状況であれば、宿直室、喫茶はなみずき、	1階が使用できる状況であれば宿直室、喫茶はなみずき、会議室

	会議室	
--	-----	--

② 勤務シフト

<p>【災害時の勤務シフト原則】</p> <p>震災発生後、職員が長期間帰宅できず、長時間勤務となる可能性がある。参集した職員の人数により、なるべく職員の体調および負担の軽減に配慮して勤務体制を組むよう災害時の勤務シフトの原則を検討しておく。</p> <p>「優先する業務」出勤率 30%、50%、70%、90%に基づいて限られた職員の勤務割りを行う。</p>

(10) 復旧対応

① 破損個所の確認

＜建物・設備の被害点検シート例＞			
	対象	状況 (いずれかに○)	対応事項/特記事項
建物・設備	躯体被害	重大／軽微／問題なし	
	エレベーター	利用可能／利用不可	
	電気	通電 / 不通	
	ガス	利用可能／利用不可	
	水道	利用可能／利用不可	
	電話	通話可能／通話不可	
	インターネット	利用可能／利用不可	
	トイレ・浄化槽設備	利用可能／利用不可	
(フロア単位) 建物・設備	ガラス	破損・飛散／破損なし	
	キャビネット	転倒あり／転倒なし	
	天井	落下あり／被害なし	
	床面	破損あり／被害なし	
	壁面	破損あり／被害なし	
	照明	破損・落下あり／被害なし	
	ナースコール	利用可能／利用不可	

② 業者連絡先一覧の整備

業者名	連絡先	業務内容
日本テクノ緊急窓口	0120-81-2499	電気、ブレーカー
静岡ガスエネルギー	055-927-3720	ガス
沼津市水道部	055-934-4856	水道

水道技術管理者 増山	090-8459-2494	水道
サンコー防災	055-971-3166	防災設備
太洋社	055-962-4807	浄化槽
キャンシステム&サポート	055-924-4385	電話、パソコン、インターネット
ジャパンエレベーターサービス	0120-365-493	エレベーター

③ 情報発信（関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応）

- ・市町村災害対策本部、消防署、警察署などと連絡を取り、情報を入手のうえ施設長に報告する
- ・通信回線の復旧後できるだけ早く地域、ご家族に状況を説明する。
- ・マスコミ等への説明・公表は、人的な被害および建物に大きな損傷がある場合に行う。
説明・公表は、施設長が行う。

4. 病院・地域等との連携

（１）連携体制の構築

【連携関係のある医療機関（協力医療機関等）】

医療機関名	連絡先	連携内容
勝呂医院	055-962-3083	嘱託医、産業医
聖隷沼津病院	055-952-1000	協力医療機関

① ご利用者・地域利用者情報の整理

- ・ご利用者の情報は、各施設で保有している。特に病気や服薬情報には留意をして被災時には第一に確認して対応する。
- ・福祉避難所をご利用される地域の方については、高知市からの依頼に基づき受入れを行い、受入時に病気や服薬の情報を取得する。

② 訓練

- ・火災訓練は年 2 回行う。
- ・地震、津波対応訓練は、年 2 回行う。
- ・福祉避難所開設運営訓練は、年 1 回行う。この時、地域の方の参加を促していく。

5. 地域との連携

（１）福祉避難所の運営

① 福祉避難所の指定

- ・災害時要援護者の避難生活支援に関する協定書
特別養護老人ホーム炉暖の郷 福祉避難所
地域の皆さんの避難場所として提供することは社会福祉法人としての責務であると考えている。

② 福祉避難所開設の事前準備

【福祉避難所等としての役割】

地震、台風などの自然災害時には、地域の皆さんとの連携が必要です。地域の皆さんが避難してきた場合には可能な限り受け入れることとする。受け入れは高知市の要請に基づいて行う。また、施設内において避難されてきた方やご利用者に対して人手が足りない場合などには、地域の皆さんのボランティアに協力を求めることとする。

6. 通所サービス固有事項

【台風等が予想される場合の対応】

当日(明日)のご利用者又はご家族に対して事情を説明し、当日の天気次第により、送迎時間等が希望に添えない可能性やサービス提供の有無を連絡することを伝える。

【台風等への対応】

・サービス困難と予測される場合

ご利用者にサービス提供中止を連絡する。ただし、ご家族や住居の状況・環境等により、サービス提供を行うほうが安全と考えられる場合は、居宅介護支援事業所と協議のうえ、送迎時の安全配慮等を行い、サービス提供を行う。

・サービス困難と予測しにくい場合

サービスを提供することを連絡する。なお、ご利用者の安全確保のため、通常より早い時間帯での送迎になるかもしれないことを伝える。

・サービス困難と予測しない場合

ご利用者に連絡し、通常どおりサービスを提供することを伝える。

【地震・災害発生時の対応】

- ① 地震発生直後には、車両を停止させる。周辺を確認し、安全であるのか状況を確認する。
(乗車中の利用者様がいらっしゃれば、ご利用者の安全確認を行う)
- ② 地震の揺れが落ち着けば、車両(ご利用者)を安全な場所に移動する。最悪、車両は放棄してご利用者を第一に守る。車両には鍵をつけて避難する。
※津波の危険性があれば、最寄りの高台に避難する
- ③ 車両(ご利用者)の安全が確保できれば、施設、家族、担当ケアマネに連絡を取る。
 - ・電話又はメールで施設及び上司に連絡
 - ・災害伝言ダイヤルを活用する
 - ・事前に担当部署で連絡の方法を確認し、話し合っておく
- ④ 事業所、ご家族等に連絡が取れば協議のうえ、安全を確認しながら施設若しくは自宅(ご家族のもと)に移動する
このとき津波が完全に収まったことを事業所等において確認するなど、安全を最優先にして判

断する

(負傷者がいる場合には、安全を最優先し病院に搬送できるように努める。)

7 居宅介護支援・地域包括支援センター固有事項

【災害が予想される場合の対応】

アセスメント、ケース会議等を予定しているご利用者又はご家族に対して事情を説明し、当日の天気次第により、訪問調査、会議を行うことができない可能性を連絡する。

【災害発生時の対応】

- ①地震発生直後には、車両を停止させる。周辺を確認し、安全であるのか状況を確認する。
- ②地震の揺れが落ち着けば、車両を安全な場所に移動する。最悪、車両は放棄する。車両には鍵をつけて避難する。※津波の危険性があれば、最寄りの高台に避難する
- ③車両の安全が確保できれば、施設に連絡を取る。
 - ・電話又はメールで施設及び上司に連絡
 - ・災害伝言ダイヤルを活用する
 - ・事前に担当部署で連絡の方法を確認し、話し合っておく
- ④施設に連絡が取れば協議のうえ、安全を確認しながら施設に移動する。
このとき津波が完全に収まったことを事業所等において確認するなど、安全を最優先にして判断する。

○添付資料

※地震発生時対応用 職員携行カード